

近江八幡市告示第301号

近江八幡市建設工事等電子入札実施要領を次のように制定する。

令和2年11月20日

近江八幡市長 小 西 理

近江八幡市建設工事等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、市発注の建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務委託（以下「建設工事等」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）における電子入札の実施に関し必要な事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、近江八幡市契約規則（平成22年近江八幡市規則第61号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「電子入札」とは、規則第13条第2項に規定する電子入札システムを使用して行う入札をいう。

(利用者登録)

第3条 電子入札に参加しようとする者は、電子入札システムに利用者登録をしなければならない。

2 前項の利用者登録をした者（以下「電子入札参加者」という。）は、登録した内容に変更が生じた場合は、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(電子入札に使用するICカード)

第4条 入札執行者は、電子入札参加者に対して発行する電子入札に係る電磁的記録に近江八幡市権限者を名義とする電子署名を付することとし、当該電子署名は、地方公共団体組織認証基盤における認証局が発行する職責証明書を利用するものとする。

2 入札執行者は、職責証明書に格納したICカードに係る鍵情報等の破損、紛失、

盗難、不正使用等の事故がないよう適切に管理しなければならない。

3 電子入札参加者が電子入札に使用する I C カードは、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものでなければならない。

(1) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子的な証明書を格納したカードで、電子入札コアシステムに対応しているもの

(2) 規則第 5 条の規定に基づき作成された名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録された代表者等（近江八幡市外に主たる営業所を有する者で、営業所等に委任し、入札に参加しているものにあつては、当該営業所の代表者をいう。以下同じ。）の名義で取得し、前条第 1 項の利用者登録をしたもの

(3) 電子入札参加者が共同企業体の場合は、代表構成員が代表構成員の代表者等の名義で取得したもので、前条第 1 項の利用者登録をしたもの

4 電子入札参加者が市に対して提出する電子入札に係る電磁的記録には、前項の要件を満たす電子証明書による電子署名を付すものとする。

5 電子入札参加者が I C カードを使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該電子入札参加者の行った入札は、無効とする。

(1) 代表者又は受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者の I C カードを使用して電子入札に参加したとき。

(2) 他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして電子入札に参加したとき。

(3) 同一の案件に対し、同一業者が故意に複数の I C カードを使用して電子入札に参加したとき。

(4) 不正な目的で I C カードを使用したと入札執行者が認めたとき。

（案件登録）

第 5 条 入札執行者は、電子入札により入札を行うこととした案件については、電子入札システムにおいて案件登録を行う。

2 案件登録の内容は、案件概要登録、案件詳細登録及び案件日付登録とする。

3 次の各号に掲げる電子入札に係る日時の設定は、それぞれ当該各号に定めるところ

ろによる。ただし、市が必要と認める場合は、これを変更することができる。

(1) 入札書受付開始日時 入札書受付締切日の前日の午前 9 時

(2) 入札書受付締切日時 入札書受付締切日の午後 4 時

(3) 開札予定日時 入札書受付締切日の翌日

4 前項の規定による日時の設定に当たっては、近江八幡市の休日を定める条例（平成 22 年近江八幡市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除くものとする。

5 入札の案件登録後において、その内容について錯誤が認められた場合であって、その登録内容を修正する必要があるときは、直ちに錯誤が認められた案件の取りやめの処理を行い、改めて案件登録を行う。この場合において、当該入札の参加者に案件の修正を行った旨が分かるよう措置するとともに、既に入札の手続を行った入札参加者がいる場合は、当該入札参加者に対して案件登録の修正を行った旨を確実な方法で連絡するものとする。

（開札日時等の変更）

第 6 条 案件登録後において、入札執行者の使用に係る電子計算機に生じた障害、天災、広域的停電等（以下「障害等」という。）のため電子入札システムを使用できない場合又は複数の電子入札参加者の使用に係る電子計算機に障害等が生じ、入札執行者が必要と認めた場合であって、障害等の復旧の見込みがあるときは、開札日時等を変更するとともに、入札参加者に対して開札日時等を変更することを確実な方法で連絡し、速やかに変更後の開札日時を日次変更通知書（別記様式第 1 号）により通知するものとする。

（紙入札等への変更）

第 7 条 案件登録後において、入札執行者の使用に係る電子計算機に生じた障害等のため電子入札システムを使用できない場合又は複数の電子入札参加者の使用に係る電子計算機に障害等が生じた場合で障害等の復旧の見込みがなく、かつ、入札執行者が必要と認めたときは、入札方式を紙入札又は近江八幡市建設工事入札執行要領（平成 22 年近江八幡市告示第 269 号）第 12 条に規定する郵便等による入札（以下「紙入札等」という。）に変更するとともに、入札参加者に対して紙入札等に変

更することを確実な方法で連絡し、速やかに開札日時等を入札方式変更通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（電子入札システムによる資料の送信）

第8条 電子入札システムにより送信する提出資料等（以下「提出資料等」という。）については、入札執行者が指定する様式がある場合は、当該様式により提出しなければならない。この場合において、電子入札参加者が提出資料等の作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した提出資料等を保存するファイル形式は、次の各号に掲げるアプリケーションソフトに応じ、それぞれ当該各号に該当する形式としなければならない。

(1) Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存される形式

(2) Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存される形式

(3) その他 入札執行者が適当と認める形式

2 提出資料等の作成に当たっては、ファイルの保存時に損なわれる機能を使用してはならない。

3 提出資料等についてファイル圧縮を行う場合は、ZIP形式によるもので、自己解凍方式でないものとしなければならない。

4 提出資料等に係るファイルにウイルス感染があることが判明した場合は、入札執行者は、直ちにファイルの閲覧を中止し、及び当該ファイルを送信した電子入札参加者と再提出の方法を協議し、完全にウイルスを駆除することができる場合でなければ電子入札システムによる再提出を認めないものとする。

（資料等の提出）

第9条 電子入札参加者は、提出資料等に次の各号のいずれかに該当するものがある場合は、全ての提出資料等を一括して書面で持参することにより提出しなければならない。この場合において、当該電子入札参加者は、持参する全ての書面の目録をファイル形式で作成し、持参する前にあらかじめ送信しておかななければならない。

(1) 提出資料等に係るファイルの容量が2メガバイトを超えるもの

(2) ウイルス感染があることが判明し、完全にウイルスを駆除できないもの

(3) 建設工事共同企業体協定書

(4) 前3号に掲げるもののほか、入札執行者が持参により提出することが必要であると認めたもの

(競争参加資格確認申請に伴う手続)

第10条 入札執行者は、近江八幡市建設工事等一般競争入札実施要領（平成23年近江八幡市告示第187号）第2条第2項に規定する事前審査の方法による入札において電子入札システムにより競争参加資格確認申請書の送信があった場合は、送信された競争参加資格確認申請書、提出資料等及び前条に規定する持参資料の内容を確認し、補正等の必要がないときは、競争参加資格確認申請書受付票（別記様式第3号）を当該電子入札参加者に送信する。

2 電子入札参加者は、前項の競争参加資格確認申請書を取り下げる場合は、書面により入札執行者へ届け出なければならない。

(競争参加資格確認通知)

第11条 前条において、電子入札参加者の入札参加資格の有無に関する通知は、入札執行者が競争参加資格確認通知書（事前審査）（別記様式第4号）を電子入札システムにより送信して行う。

2 前項の規定にかかわらず、紙入札等の届出を受理した入札参加者には、競争参加資格確認通知書を書面により送付する。

(指名競争入札の指名通知)

第12条 指名競争入札に係る電子入札参加者の指名は、入札執行者が指名通知書（別記様式第5号）を電子入札システムにより送信して行う。

2 前項の規定にかかわらず、紙入札等の届出を受理した入札参加者には、指名通知書を書面により送付する。

(電子入札に関する必要な事項)

第13条 電子入札に関する必要な事項は、次に掲げるものを除き、原則として紙入札等の場合と同様とする。

(1) 代理人による入札は、認めない。

(2) 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに電子入札参加者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、入札執行者の使用に係る電子計算機

のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。

- (3) 入札執行者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが明らかであること。
- (4) 入札に使用したICカードが、有資格者名簿に登録された代表者等が取得したものであること。
- (5) 見積内訳書の提出が必要な場合には、第1回目の入札金額に対応した見積内訳書のファイルを入札書に添付して送信し、その情報が入札執行者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。

2 電子入札に関する注意事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力するとともに、必要なファイルを添付して送信すること。
- (2) 入札書の送信は、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるため、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書の送信後に、必ず受領確認書受信確認通知を印刷して保管すること。
- (3) 開札の手続において即時の対応を要する場合があるため、電子入札参加者は、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時手続の進行状況を確認するよう努めること。
- (4) 入札書及び添付資料（見積内訳書及び入札案件登録内容により提出が必要とされた提出資料等をいう。以下同じ。）を送信し、入札執行者の使用に係る電子計算機のファイルに当該入札書及び添付資料の情報が記録された後においては、入札書及び添付資料を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

（紙入札等の届出）

第14条 入札を紙入札等により行おうとする者は、紙入札等参加届出書（別記様式第6号）を持参により入札執行者に提出しなければならない。

- 2 入札執行者は、前項の紙入札等参加届出書が提出された場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、紙入札等の届出を受理するものとする。この場合において、既に実施した電子入札システムによる書類の送信及び受信は、有効なもの

とする。

- (1) 指名競争入札において、電子入札システムへの利用者登録をしていないにもかかわらず指名を受け、かつ、ＩＣカードを取得していないことにより近江八幡市の電子入札システムへの利用者登録を直ちに行えない場合
 - (2) ＩＣカードの失効、閉塞、破損等により、ＩＣカードの再発行等の申請を行っている場合
 - (3) 法人名、代表者等の変更により、ＩＣカードの再取得の申請を行っている場合
 - (4) 電子入札参加者の使用する電子計算機が故障した場合
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、入札に参加する者にやむを得ない事由があり、かつ、入札手続に支障がないと入札執行者が認めた場合
- 3 入札執行者は、入札書受付締切日時までに前項の規定により届出書を受理した場合は、紙入札等業者登録を行うものとする。
- 4 第１項の届出をした者は、入札書及び添付資料を作成し、「（案件名）入札書在中」と記載した封筒に当該入札書及び添付資料を封入し、入札執行者が指定した日時に指定した場所へ持参し、又は送付しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、紙入札等参加届出書を提出した者の電子入札に関する手続については、入札執行者が別に定める。

（入札の辞退）

- 第１５条 事前審査の方法による入札及び指名競争入札において、電子入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間で、かつ、入札書を送信するまでの間に限り、辞退届を送信して辞退することができる。
- 2 入札執行者は、電子入札システムの使用に係る電子計算機に辞退届の情報が記録されたときは、当該電子入札参加者に対して辞退届受付票（別記様式第７号）を送信する。
 - 3 前２項の規定にかかわらず、紙入札等の届出を受理した入札参加者は、第１項の辞退届を書面により提出して辞退することができる。
 - 4 前３項の規定にかかわらず、入札参加者が他の案件を落札したことにより当該入札の案件に配置予定であった技術者を配置できなくなった場合は、開札日時の３０

分前までに入札執行者に辞退届を書面により提出して辞退することができる。

(入札書の受付)

第16条 入札執行者は、電子入札システムの使用に係る電子計算機に入札書の情報が記録されたときは、入札書受付票（別記様式第8号）を当該電子入札参加者に送信する。

(入札書受付締切り)

第17条 入札書受付締切日時を経過した後は、入札書及び添付資料の送信及び提出を受け付けない。

2 送信又は提出された入札書及び添付書類は、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

3 入札執行者は、入札書受付締切日時が経過したときは、入札締切通知書（別記様式第9号）を全ての電子入札業者に送信する。

(見積内訳書の内容の確認)

第18条 見積内訳書の内容の確認は、開札時に行う。

2 前項の確認において、積算が適正になされていない場合は、その入札を無効とする。

(開札の実施)

第19条 入札執行者は、紙入札等の届出を受理した入札参加者がいる場合は、入札執行者以外の職員を立ち合わせ、提出された入札書の入った封筒を開札の手続の開始直前に開封し、当該入札書の内容を確認する。

2 入札執行者は、開札日時の経過後、遅滞なく開札の手続を開始し、紙入札等の届出を受理した入札参加者がいる場合は、その者の入札金額を電子入札システムに入力する。

3 入札執行者は、予定価格調書を開封し、電子入札システムに予定価格等の入力を行い、一括開札を行う。

(落札決定)

第20条 落札者を決定したときは、入札執行者は、全ての電子入札参加者に落札決定通知書（別記様式第10号）を送信するものとする。ただし、紙入札等の入札を

行った者への落札決定通知書の送付は、文書等により行うものとする。

(くじ引きによる落札者の決定)

第21条 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合又は総合評価方式の入札において評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、電子入札システムによりくじ引きを実施し、落札者を決定する。

2 入札執行者は、電子入札システムにより入札書を提出した者にあつては電子入札システムにより入札書を提出する際に当該入札参加者が選択した3桁の番号を、紙入札等により入札書を提出した者にあつては入札書に記載された3桁の番号をそれぞれくじ番号とし、前項のくじ引きを行う。この場合において、入札書に番号を記載しなかった者のくじ番号は、「000(ゼロゼロゼロ)」を選択したものとみなす。

(入札の取りやめ等)

第22条 入札の執行回数は、原則として3回までとし、第3回目の入札にもかかわらず落札者がいない場合は、入札執行者は、入札の取りやめを確認し、電子入札システムにより取りやめ通知書(別記様式第11号)を全ての入札参加者に送信する。

2 入札書受付締切日時において不着又は辞退により入札した者がいない場合(指名競争入札において入札した者が1者である場合を含む。)は、入札執行者は、入札の中止を確認し、電子入札システムにより中止通知書(別記様式第12号)を全ての入札参加者に送信する。

3 入札執行者が定める期間に第10条の競争参加資格確認申請に伴う手続を行った者がいない場合は、入札執行者は、入札の中止を確認し、電子入札システムにより中止処理を行う。

4 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約の手続に移行しない場合は、入札執行者は、入札の取りやめを確認し、電子入札システムにより取りやめ通知書を全ての入札した者に送信する。

5 入札執行者は、前各項の規定により入札を取りやめ、又は中止する場合は、紙入札等の届出を受理した入札参加者には、取りやめ通知書又は中止通知書を書面により送付する。

(落札決定の保留)

第23条 入札執行者は、落札者を決定するに当たって必要があると認めた場合は、当該落札決定を保留する。

- 2 入札執行者は、前項の規定により落札決定を保留したときは、落札決定の保留通知書(別記様式第13号)を全ての入札参加者に送信する。
- 3 前2項の規定により落札決定を保留した後において、落札者が決定した場合は、第20条の規定により通知するものとする。

(再度の入札)

第24条 入札執行者は、開札の結果として落札者となるべき者がいない場合で、第22条第2項に規定する事由に該当しないときは、再度の入札を執行することができる。この場合において、再度の入札を執行するときは、再入札通知書(別記様式第14号)を入札に参加した全ての電子入札参加者に送信する。

- 2 前項の場合において、紙入札等の届出を受理した入札参加者には、書面により再入札通知書を送付する。
- 3 再度の入札を執行する場合は、第15条から第21条までの規定を準用する。
- 4 入札執行者は、開札日時が経過したときは、遅滞なく開札の手続を開始する。ただし、再度の入札に参加する全ての者からの再入札の入札書の提出を確認したときは、直ちに開札の手続を行うことができる。

(契約の相手方)

第25条 契約の相手方は、入札に使用したICカードの名義人とする。ただし、共同企業体については、構成員全員の代表者等の名義を表示して、契約の相手方とする。

(入札情報の公表)

第26条 電子入札における入札公告、開札結果及び当初契約の内容については、近江八幡市公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令に基づく入札及び契約に関する情報の閲覧に関する規程(平成30年近江八幡市告示第129号)に基づき公表する。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、近江八幡市が実施する電子入札に関する手続及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による電子入札の利用者登録に関し必要な行為は、この要領の施行の日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

年 月 日

様

近江八幡市長

日時変更通知書

下記の案件について日時の変更をしました。

記

案件番号

案件名称

執行回数

回目

入札（見積）受付開始日時 年 月 日 時 分

入札（見積）受付締切予定日時 年 月 日 時 分

内訳書開封予定日時 年 月 日 時 分

開札予定日時 年 月 日 時 分

理由

年 月 日

様

近江八幡市長

入札方式変更通知書

下記の案件について、入札方式を電子入札から下記のとおり変更しましたので、参加されるよう通知します。

記

案件番号

案件名称

執行回数

回目

入札方式

入札執行の場所（紙入札等の場合）

入札執行の日時

年 月 日 時 分

特記事項

別紙のとおり

遵守事項

入札心得書による

理由

別記様式第3号（第10条関係）

年 月 日

様

近江八幡市長

競争参加資格確認申請書受付票

下記の案件に係る競争参加資格審査申請書を下記の日時に受領しました。

記

受領番号

案件番号

案件名称

受付日時

年 月 日 時 分

年 月 日

様

近江八幡市長

競争参加資格確認通知書（事前審査）

先に申請のあった下記の案件に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

通知書番号

公告日 年 月 日

案件番号

案件名称

入札開始日時 年 月 日 時 分

入札執行の日時 年 月 日 時 分

入札書提出締切日時 年 月 日 時 分

開札予定日時 年 月 日 時 分

競争参加資格の有無 有

備考

年 月 日

様

近江八幡市長

競争参加資格確認通知書（事前審査）

先に申請のあった下記の案件に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

通知書番号

公告日 年 月 日

案件番号

案件名称

競争参加資格の有無 無

理由又は条件

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。

この理由を求める場合は、年 月 日までに、入札契約所管課へその旨を記載した書面を提出してください。

年 月 日

様

近江八幡市長

指名通知書

下記の案件について、指名競争入札に付するので、参加されたく通知します。

なお、入札については、近江八幡市契約規則及び近江八幡市建設工事等電子入札実施要領により執行しますのでご承知ください。

記

案件番号

案件名称

パスワード

入札開始日時 年 月 日 時 分

入札書提出締切日時 年 月 日 時 分

入札執行の日時 年 月 日 時 分

工期 契約締結日から 年 月 日まで

備考

紙入札等参加届出書

年 月 日

近江八幡市長 宛

住所

商号又は名称

代表者氏名

下記の電子入札について、次の理由により紙入札等で行いたいので届け出ます。

（該当するものにチェックしてください。）

- 指名競争入札において、電子入札システムへの利用者登録をしていないにもかかわらず指名を受け、かつ、ICカードを取得していないことにより近江八幡市の電子入札システムへの利用者登録を直ちに行えないため
- ICカードが失効、閉塞、破損等により、ICカードの再発行等の申請を行っているため
- 法人名、代表者等の変更により、ICカードの再取得の申請を行っているため
- 電子入札参加者の使用する電子計算機が故障したため
- やむを得ない事由があるため

（ ）

記

工事又は業務名称

入札書受付締切日時

年 月 日 時 分

別記様式第7号（第15条関係）

年 月 日

様

近江八幡市長

辞退届受付票

下記の案件について、下記の日時に辞退届を受領しました。

記

受領番号

案件番号

案件名称

執行回数

回目

受付日時

年 月 日 時 分

年 月 日

様

近江八幡市長

入札書受付票

下記の案件について、下記の日時に入札書を受領しました。

記

受領番号

案件番号

案件名称

執行回数 回目

くじ入力番号

乱数

くじ番号

受付日時 年 月 日 時 分

年 月 日

様

近江八幡市長

入札締切通知書

下記の案件について、下記の日時に入札を締め切りました。

記

案件番号

案件名称

執行回数

回目

入札締切発行日時

年 月 日 時 分

開札予定日時

年 月 日 時 分

年 月 日

様

近江八幡市長

落札決定通知書

下記の案件について、次の者に落札決定したので通知します。

記

案件番号

案件名称

開札日時

年 月 日

落札者名称

落札金額

円（税抜き）

別記様式第11号（第22条関係）

年 月 日

様

近江八幡市長

取りやめ通知書

下記の案件について、入札執行を取りやめますので通知します。

記

案件番号

案件名称

執行回数

理由

回目

別記様式第12号（第22条関係）

年 月 日

様

近江八幡市長

中止通知書

下記の案件について、入札を中止しますので通知します。

記

案件番号

案件名称

執行回数

理由

回目

別記様式第13号（第23条関係）

年 月 日

様

近江八幡市長

保留通知書

下記の案件について、落札決定を保留しますので通知します。

記

案件番号

案件名称

執行回数

理由

回目

年 月 日

様

近江八幡市長

再入札通知書

下記の案件について、再入札を実施しますので通知します。

記

案件番号

案件名称

執行回数

回目

再入札受付開始予定日時

年 月 日 時 分

再入札締切予定日時

年 月 日 時 分

開札予定日時

年 月 日 時 分

入札最低金額

円（税抜き）

理由